

狭山市で中古住宅を購入しよう

2026.4.1からの新制度

狭山市若い世代の住宅ストック循環促進補助金

市内に一戸建ての中古住宅を購入した方へ補助金を交付します



入間川にこにこテラスでお花見



日本三大銘茶「狭山茶」の茶摘み体験



秋空に映えるブルーインパルス

補助金額

50万円



狭山市公式ホームページ

詳細等は
こちらから

申請・お問合せはこちら

〒350-1380 狭山市入間川1丁目23番5号
都市建設部都市計画課（市庁舎2階）

☎ 04-2941-6458（9:00～16:30）

✉ tosikei@city.sayama.saitama.jp

狭山市若い世代の住宅ストック循環促進補助金の概要

補助対象の要件

【対象者】 下記の要件すべてに当てはまる方が対象です

- 申請日前1年以内に、市内で一戸建ての中古住宅を購入し、補助対象世帯員が当該住宅に居住していること
- 申請時に、対象者もしくは配偶者が46歳未満の夫婦または対象者が46歳未満のひとり親世帯であること
- 申請時に、補助対象世帯員が住民基本台帳に記録されていること
- 補助対象世帯員の人数が2人以上であること
- 本補助金の交付決定の日から起算して5年以上居住すること
- 世帯員全員が、過去に本補助金及び「狭山市親世帯安心同居・近居補助金」の交付決定を受けたことがないこと
- 補助対象世帯員全員が、市税等の滞納がないこと
- 自治会に加入していることまたは加入する意思があること

【対象住宅】

- 補助対象世帯員が、自ら居住する住宅であること
- 売買契約時において、建築されてから20年以上が経過した住宅であること
- 申請日1年以内に中古住宅を購入し、所有権移転の登記がされている住宅であること
- 宅地建物取引業者と中古住宅の売主との間で売買の代理契約もしくは仲介契約を締結した上で販売されている住宅または宅地建物取引業者が売主である住宅であること
- 昭和56年6月1日以降に工事に着手した住宅であること（同年5月31日以前に着手した住宅であっても、耐震診断等により安全性が確認された住宅は対象）
- 補助対象者の三親等以内の親族以外が所有していた住宅であること

申請方法・必要書類

下記必要書類を揃え、担当課まで持参または郵送により提出してください

- ①狭山市若い世代の住宅ストック循環促進補助金交付申請書
- ②補助対象世帯員の住民票
- ③住宅の売買契約書の写し
- ④住宅の全部事項証明書（建物）
- ⑤住宅の建築確認済証、検査済証、台帳記載事項証明書のいずれかの写し
- ⑥狭山市若い世代の住宅ストック循環促進補助金誓約書兼同意書
- ⑦補助世帯員の市税に滞納がないことの証明書

※①、⑥の書類は、狭山市のホームページからダウンロードできます

本補助金とセットで利用すると、住宅ローンの金利優遇が受けられる場合があります。

詳しくはこちら▶

狭山市 フラット35 地域連携型

検索

※2029年3月31日までの制度です